

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年1月22日 21時30分ごろ
発生場所	静岡県下田市爪木 ^{つめき} 埼南西方沖 爪木埼灯台から真方位235° 1.1海里付近 (概位 北緯34°38.9′ 東経138°58.1′)
事故の概要	貨物船2かんのんは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年2月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 2かんのん、202トン 135604、恒見海運株式会社（船舶所有者）、トピー海運株式 会社（運航者）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 航海士、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に凹損を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、南西進中、単独の船橋当直についていた航海士がパソコン（以下「航海用PC」という。）にインストールした電子海図等航海情報表示ソフト（以下「航海情報表示ソフト」という。）に設定されていた次の転針予定場所に向けようと右転した頃、航海情報表示ソフトに不具合が生じた。</p> <p>本船は、航海士が、航海情報表示ソフトの不具合に気付かず、航海情報表示ソフトを頼りに右転を続け、浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.5m、船尾約3.3mであった。</p> <p>本船の航海情報表示ソフトは、本事故後、航海用PCを再起動したところ正常に復旧した。</p> <p>船長は、航海士に対して日頃から、航海情報表示ソフトに不具合が生じた場合は、航海用PCを再起動するよう伝えていた。</p>
分析	本船は、南西進中、右転した際、航海士が、航海情報表示ソフトに不具合が生じていることに気付いておらず、航海情報表示ソフトを頼りに右転を続けたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南西進中、右転した際、航海士が、航海情報表示ソフトに不具合が生じていることに気付いておらず、航海情報表示ソフトを頼りに右転を続けたため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船橋当直者は、使用する機器の不具合等を早期発見できるよう、取扱いに習熟すること。・ 転針する際は、航海情報表示ソフト等の補助機器のみに頼らず、航路標識、コンパス、レーダー等のあらゆる情報を適切に活用し、針路及び船位を確認すること。
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------